



令和6年度住民税非課税世帯に対する 給付金のご案内

● **令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金（1世帯あたり3万円）は、令和6年度住民税均等割が非課税の世帯を支援する給付金です。**

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

支給対象

令和6年12月13日現在で、柴田町の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の「令和6年度住民税均等割が非課税」の世帯

支給対象と申請の有無

支給対象世帯のうち、

次の①②の両方を満たす世帯

- ①柴田町から「令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯に対する給付金」（1世帯あたり10万円）等、以前に実施した給付金を口座振込で支給された世帯
- ②世帯全員の基準日時点の税情報を柴田町が把握できている世帯

左記以外の世帯

手続きは不要です。

柴田町から、振込口座番号、振込予定日等が記載された「支給のお知らせ」を送付します。

詳しくは裏面「I」へ

手続きが必要です



申請期限：令和7年3月18日（火）まで

- ①世帯全員が令和6年1月1日時点で柴田町に住民登録されている場合は、「確認書」を送付します。
- ②世帯の中に令和6年1月2日以降に柴田町に転入された方がいる場合は、「申請書」を窓口で配付します。また、ホームページでもダウンロードできます。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 次の①②の両方を満たす世帯

- ①柴田町から「令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯に対する給付金等、以前に実施した給付金を口座振込で支給された世帯
- ②世帯全員の基準日時点の税情報を柴田町が把握できている世帯

- 柴田町から振込口座番号、振込予定日等が記載された「支給のお知らせ」が届きます。
- ※ 振込口座番号は、以前に実施した給付金の振込口座番号が記載されています。
- お知らせに記載されている振込口座番号から変更する必要がなければ、手続きなく、給付金が振り込まれます。
- 振込口座番号の変更や受給を拒否する場合は、お知らせに記載されている期日までに同封の届出書を提出してください。

II 上記以外の世帯

- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

(1) 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日時点で住民登録のあった柴田町から、給付内容や確認事項を記載した確認書を送付します。
- 確認書の記載内容を確認し、返信用封筒にて返信してください。



【確認事項】

- ① 記載された給付金振込口座番号に誤りがないか
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないこと

(2) 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 福祉課の窓口で申請書（請求書）を配付します。
また、ホームページでもダウンロードできます。
- 対象となる世帯は、申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、福祉課に、直接または郵送でご提出ください。



給付金を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

柴田町 福祉課 社会福祉班【「低所得世帯支援給付金」窓口】



0224-55-5010（内線145・146）
受付時間 平日8:30～17:15